

平成6年11月9日

総務課長

北東アジア課長

中国課長

南東アジア第一課長

南東アジア第二課長

南西アジア課長

ア地政にて取りまとめますので
11月11日17時までにご連絡願います
担当 伊田 (内線)期限までに連絡ない場合
(件名)を記入して下さい。

原子爆弾被害者の援護

(法令協議)

今般、厚生省・庁より別添文書を以って、標記法律・政令(案)について、協議越しました。

については、本件に関し、意見等がありましたら貴局(部)取り纏めの上、
11月14日(月)17時までに当課法令班(ext. [redacted])宛
連絡下さい。
<金令ホ>

(意見等のない場合も、その旨を必ず連絡下さい。なお、上記期限までに連絡がない場合は、意見なしとして扱います。)

質問の
説明会を希望される場合は、11月14日(木)17時までに連絡下さい。配布先：官儀、官総、官人、官信、官会、官厚、官在、報報、
文一、領政、(総総) (軍軍) 国行、(ア地政) 北米一、
中南一、欧西一、近一、経総、経協政、条条、情国

事 務 連 絡

平成6年11月9日

各省法令担当官殿

厚生省保健医療局

原子爆弾被爆者の援護に関する法律案について（協議）

原子爆弾被爆者対策については、8月より与党内で協議が行われてきたところですが、去る11月2日の与党三党の合意により、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」を統合一本化し、被爆者対策に係る新法を制定することとなりました。従いまして、日程上非常に切迫した状況にあることから、各省庁におかれましてはご多忙中誠に恐縮ですが、別添のとおり協議させていただきますので、ご質問がある場合には11月11日（金）12：00までに、ご意見のある場合には11月14日（月）17：00までに文書にてご連絡下さい。なお、期限までに御連絡なき場合には、ご質問、ご意見がないものとさせていただきます。

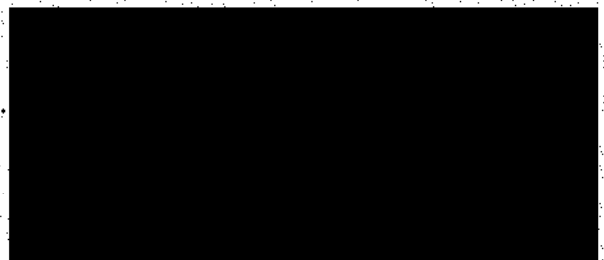
（連絡先）

厚生省保健医療局企 画 課 阿比留 〆

FAX.

精 神 保 健 課 大 関 〆

エイズ結核感染症課 山本 〆



原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案要綱

第一 前文

被爆後五十年を迎えるに当たり、改めて核兵器の廃絶に向けての決意を新たにし、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原爆放射能による健康被害という特殊の被害にかんがみ、高齢化の一層進行している被爆者に対する保健、医療、福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、併せて、国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定するものとする。

第二 被爆者

この法律において、「被爆者」とは、広島市及び長崎市に原子爆弾が投下された際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める地域にあった者並びに原子爆弾が投下された際又はその後において身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者等であつて被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうものであること。

第三 被爆者健康手帳の交付

都道府県知事は、申請に基づき、被爆者健康手帳を交付するものとする。

第四 原子爆弾被爆者医療審議会

厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要事項につき、調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者医療審議会を置くものとする。

第五 援護

一 援護に関する基本方針

国は、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施するものとする。

二 健康管理

都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行うものとする。

三 医療

1 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、申請により必要な医療の給付を行うものとする。

2 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病につき、医療機関から医療を受けたときは、その者に対し、

当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給するものとする。

四 手当等

1 都道府県知事は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し又は疾病にかかっている者（以下「認定疾病患者」という。）に対し、医療特別手当を支給するものとする。

2 都道府県知事は、認定疾病患者の認定を受けた者（医療特別手当の支給を受けている者を除く。）に対し、特別手当を支給するものとする。

3 都道府県知事は、被爆者であつて、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である者に対し、原子爆弾小頭症手当を支給するものとする。

4 都道府県知事は、被爆者であつて、造血機能障害その他の傷害を伴う疾病にかかっているものに対し、健康管理手当を支給するものとする。

5 都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内にあつた者等に対し、保健手当を支給するものとする。

6 都道府県知事は、被爆者であつて、精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ介護を受けているもの等に対し、介護手当

を支給するものとする。

7 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、葬祭料を支給するものとする。

8 被爆者のうち、原子爆弾が投下された際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める地域にあって、昭和四十九年九月三十日以前に死亡した者（当該死亡した者の葬祭を行う者が葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡したものを除く。）の遺族には、特別葬祭給付金を支給すること。

9 8の遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とすること。

10 特別葬祭給付金の支給を受けようとする者は、平成九年六月三十日までに、支給のための申請を行わなければならないものとする。

11 特別葬祭給付金の額は、一人につき十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付するものとする。

1 都道府県は、被爆者の援護に関する相談に応ずる事業を行うことができるものとする。

2 都道府県は、次の事業を行うことができるものとする。

(1) 被爆者であつて、日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むに必要な 便宜を供与する事業

(2) 被爆者であつて、日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業

(3) 被爆者であつて、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になったものを、都道府県 知事が適当と認める施設に短期間入所させ、必要な保護を行う事業

3 都道府県は、養護を必要とする被爆者であつて、居宅においてこれを受けることが困難なものを、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができるものとする。

一 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究（以下「原爆放射能影響調査研究」という。）の推進に努めなければならないものとする。

二 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とする民法法人に対し、予算の範囲内において、当該法人が行う原爆放射能影響調査研究事業に対する費用の全部又は一部を補助することができるものとする。

第七 平和祈念事業に関する事項

国は、原子爆弾による尊い犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行うものとする。

第八 費用

一 次に掲げる必要は都道府県の支弁とすること。

1 医療特別手当等の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用

2 この法律の規定により都道府県が行う事務に要する費用

二 国の負担等

1 国は、一の1の規定により都道府県が支弁する費用（介護手当に係るものを除く。）を都道府県に交付するものとする。

2 国は、介護手当の支給に要する費用の十分の八及び介護手当に係る事務の処理に要する費用の二分の一を負担するものとする。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、一の2の規定により都道府県が支弁する費用の一部を補助することができるものとする。

第九 雑則

一 この法律中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

二 その他受給権の保護、再審査請求、罰則等に関し、所要の規定を置くこと。

第十 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 二 原子爆弾の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を廃止すること。
- 三 その他本法の施行に伴う所要の規定を整備するとともに、関連法律について所要の改正を行うこと。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条―第二条）

第二章 原子爆弾被爆者医療審議会（第三条―第五条）

第三章 援護

第一節 援護に関する基本方針（第六条）

第二節 健康管理（第七条―第九条）

第三節 医療（第十条―第二十三条）

第四節 手当等（第二十四条―第三十六条）

第五節 事業（第三十七条―第三十九条）

第四章 調査及び研究（第四十条）

第五章 平和祈念事業（第四十一条）

第六章 費用（第四十二條・第四十三條）

第七章 雜則（第四十四條―第五十三條）

附則

昭和二十年八月、広島及び長崎に投下された原子爆弾は、多くの尊い生命を一瞬にして奪った。原子爆弾という比類のない破壊兵器は、たとえ一命をとりとめた被爆者にも生涯消えることのない傷跡と後遺症を残し、また不安の中での生活をもたらした。このような原爆放射線被害に苦しむ被爆者の方々に対して、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）に基づく医療の給付及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）に基づく各種手当の支給をはじめとする各般にわたる施策を逐年講じてきたところである。

また、われらは、二度と再びこのような惨禍が繰り返されることがないようにとの固い決意の下、世界唯一の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年を迎えるに当たり、われらは、改めて核兵器の廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍を繰り返すことなく、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原爆投下の結果と

して生じた他の戦争被害とは異なる原爆放射能による健康被害という特殊の被害にかんがみ、高齢化の一層進行している被爆者に対する保健、医療、福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、併せて、国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(被爆者)

第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者

(被爆者健康手帳)

第二条 「被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の都道府県知事に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

3 被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 原子爆弾被爆者医療審議会

(設置及び権限)

第三条 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者医療審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(委員)

第四条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第五条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 援護

第一節 援護に関する基本方針

(援護の総合的実施)

第六条 国は、被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施するものとする。

第二節 健康管理

(健康診断)

第七条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第八条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第九条 都道府県知事は、第七条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対し、必要な指導を行うものとする。

第三節 医療

(医療の給付)

第十条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態

にある場合に限る。

2 前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

3 第一項に規定する医療の給付は、厚生大臣が第十二条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（認定）

第十一条 前条第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十二条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第十条第一項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第十条第一項に規定する医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十三条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、第十条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、第十条第一項に規定する医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十四条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十五条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭

和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十六条 厚生大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一

時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十七条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第十条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定により支給する医療費の額は、第十四条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するため必要があるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十八条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第一百号）若しくは日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担

による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2 前条第三項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支

払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十九条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第二十条 厚生大臣は、第十八条第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 国は、第十八条第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体

連合会その他厚生省令で定めるものに委託することができる。

(報告の請求等)

第二十一条 第十六条の規定は、第十八条第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十七条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合に、それぞれ準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第二十二条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

第二十三条 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によって負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかったとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったときも、同様とする。

第四節 手当等

(医療特別手当の支給)

第二十四条 都道府県知事は、第十一条第一項の認定を受けた者であつて、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給する。

2 前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 医療特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、十三万五千四百円とする。

4 医療特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

(特別手当の支給)

第二十五条 都道府県知事は、第十一条第一項の認定を受けた者に対し、特別手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五万円とする。

- 4 特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

（原子爆弾小頭症手当の支給）

- 第二十六条 都道府県知事は、被爆者であつて、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者であるもの（小頭症による厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く。）に対し、原子爆弾小頭症手当を支給する。

- 2 前項に規定する者は、原子爆弾小頭症手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 3 原子爆弾小頭症手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万六千六百円とする。

- 4 原子爆弾小頭症手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その者が死亡した日の属する月で終わる。

（健康管理手当の支給）

第二十七条 都道府県知事は、被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかつているものに対し、健康管理手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当又は原子爆弾小頭症手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認定を行う場合には、併せて当該疾病が継続すると認められる期間を定めるものとする。この場合においては、その期間は、第一項に規定する疾病の種類ごとに厚生大臣が定める期間内において定めるものとする。

4 健康管理手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三万三千三百円とする。

5 健康管理手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その日から起算してその者につき第三項の規定により定められた期間が満了する日（その期間が満了する日前に第一項に規定する要件に該当しなくなった場合には、その該当しなくなった日）の属する

る月で終わる。

(保健手当の支給)

第二十八条 都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内にあった者又はその当時その者の胎児であった者に対し、保健手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、保健手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 保健手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万六千七百円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する旨の都道府県知事の認定を受けた者であつて、現に当該各号のいずれかに該当するものに支給する保健手当の額は、一月につき、三万三千三百円とする。

一 厚生省令で定める範囲の身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）がある者

二 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

子及び孫のいずれもない七十歳以上の者であつて、その者と同居している者がいないもの

4 保健手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

5 第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただし書に規定する都道府県知事の認定を受けた場合における保健手当の額の改定は、その認定をした日の属する月の翌月から行う。

6 第二項の認定を受けた者が第三項ただし書に規定する者に該当しなくなった場合における保健手当の額の改定は、その該当しなくなった日の属する月の翌月から行う。

(手当額の自動改定)

第二十九条 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当（以下この条において単に「手当」という。）については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

(届出)

第三十条 第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2 都道府県知事は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による届出をしないときは、その支払を一時差し止めることができる。

(介護手当の支給)

第三十一条 都道府県知事は、被爆者であつて、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者(その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚

生省令で定めるものに該当する者を除く。)が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

(葬祭料の支給)

第三十二条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(特別葬祭給付金)

第三十三条 被爆者のうち、第二條各号のいずれかに該当する者であつて昭和四十九年九月三十日以前に死亡したもの(当該死亡した者の葬祭を行う者が、附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律による葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。以下「死亡者」という。)の遺族には、特別葬祭給付金を支給する。

- 2 前項の遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。
- 3 特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が

行う。

4 前項の請求は、厚生省令で定めるところにより、平成 年 月 日までに行わなければならない。

5 前項の期間内に第三項の請求をしなかった者には、特別葬祭給付金は、これを支給しない。

（特別葬祭給付金の額及び記名国債の交付）

第三十四条 特別葬祭給付金の額は、十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除く外、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。
（特別葬祭給付金を受ける権利の受継）

第三十五条 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求又

は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に對してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に對してしたものとみなす。

（国債の償還金の支払）

第三十六条 第三十四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

第五節 事業

（被爆者相談事業）

第三十七条 都道府県は、被爆者の心身の健康に関する相談、被爆者の居宅における日常生活に関する相談その他被爆者の援護に関する相談に応ずる事業を行うことができる。

（被爆者居宅生活支援事業）

第三十八条 都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次の各号に掲げる事業を行うこ

とができる。

一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

二 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業

三 被爆者であつて、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを、都道府県知事が適当と認める施設に短期間入所させ、必要な保護を行う事業

(被爆者養護事業)

第三十九条 都道府県は、精神上若しくは身体上又は環境上の理由により養護を必要とする被爆者であつて、居宅においてこれを受けることが困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養護する者の申出により、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができる。

第四章 調査及び研究

（調査及び研究）

第四十条 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究（次項において「原爆放射能影響調査研究」という。）の推進に努めなければならない。

2 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とするものに対し、予算の範囲内において、当該法人が行う原爆放射能影響調査研究事業に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第五章 平和祈念事業

（平和祈念事業）

第四十一条 国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による尊い犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。

第六章 費用

(都道府県の支弁)

第四十二条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用

二 この法律の規定により都道府県が行う事務に要する費用

(国の負担等)

第四十三条 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する費用（同条第一号に掲げる費用のうち介護手当に係るもの及び同条第二号に掲げる費用を除く。）を当該都道府県に交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担する。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、前条の規定により都道府県が支弁する費用（同条第二

号に掲げる費用に限る。)の一部を補助することができる。

第七章 雑則

(受給権の保護)

第四十四条 この法律により金品の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第四十五条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 特別葬祭給付金に関する書類及び第三十四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第四十六条 偽りその他不正の行為によってこの法律に基づく給付を受けた者がある場合において、当該給付が厚生大臣により行われる場合にあっては厚生大臣(当該給付が都道府県知事によって行われる場合にあっては、都道府県知事)は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価額の全部又は一部を徴収

することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第四十七条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二十八条第一項に規定する者又は第三十三条第一項に規定する遺族に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、これらの者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(広島市及び長崎市に関する特例)

第四十八条 この法律中（第六条を除く。）「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(再審査請求)

第四十九条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者健康手帳の交付又は医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の

裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（権限の委任）

第五十条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部又は権限に属する事務であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

（省令への委任）

第五十一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

（罰則）

第五十二条 第七条に規定する健康診断、第九条に規定する指導及び第三十六条に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第十条第二項各号に掲げる医療を行った者又はこれを使用する者が、第十七条第三項（第二十条一条において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の

提示を命ぜられて、正当の理由なしにこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第三項の規定による当該職員の質問に対して正当の理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（国債の発行の日）

第二条 第三十四条第二項に規定する国債の発行の日は平成 年 月 日とする。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止）

第三条 次の法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧原爆医療法」という。）第三条第一項の規定によりされた被爆者健康手帳の交付の申請は、第二条第一項の規定によりされた被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

2 施行日前に旧原爆医療法第三条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、第二条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された委員である者は、第四条第二項の規定により任命された委員とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された日から、起算する。

第六条 旧原爆医療法第四条の規定により行った健康診断に関する記録の作成及び当該記録の保存については、なお従前の例による。

第七条 施行日前に行われた旧原爆医療法第七条第一項に規定する医療の給付については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第七条第三項に規定する指定医療機関であるもの又は旧原爆

医療法第十四条の二第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関であるものについては、第十条第三項に規定する指定医療機関又は第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関とみなす。

第九条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第八条第一項の認定を受けている者は、当該認定に係る負傷又は疾病について第十一条第一項の認定を受けた者とみなす。

第十条 施行日前に行われた医療に係る旧原爆医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行の際現に附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下「旧原爆特別措置法」という。）第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けている者は、それぞれ第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けた者とみなす。ただし、この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支払を一時差し止められている者については、この限りでない。

第十二条 施行日前にされた旧原爆特別措置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請は、それぞれ第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請とみなす。

第十三条 附則第十一条の規定により第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けた者とみなされた者に対する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給は、施行日の属する月から始める。

第十四条 施行日前に旧原爆特別措置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請をし、施行日以後に第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けた者に係る施行日が属する月の前月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、それぞれ旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭

症手当、健康管理手当及び保健手当とみなす。

第十五条 施行日の属する月の前月以前の月分の旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支給については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前に旧原爆特別措置法第七条第一項の規定によりされた届出は、第三十条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十七条 この法律の施行日前に受けた介護に係る旧原爆特別措置法第八条に規定する介護手当の支給については、なお従前の例による。

第十八条 この法律の施行日前に死亡した者に係る旧原爆特別措置法第九条の二に規定する葬祭料の支給については、なお従前の例による。

（健康診断の特例）

第十九条 原子爆弾が投下された際第一条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内にあった者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第七条の規定の適用については、被爆者とみなす。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第二十条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第二十一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」

を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

（消費税法の一部改正）

第二十三条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

第七十二条の十七第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二十五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号十の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改め、「並びに」を削り、「質問させる」を「質問させ、並びに被爆者等に対して医療特別手当等を支給する」に改める。

別表第三第一号十の三を削る。

（厚生省設置法の一部改正）

第二十六条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十五号中「、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）」を削り、「及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）」を「、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

第六条第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

被爆後五十年を迎えるに当たり、高齢化が一層進行している被爆者に対する保健、医療、福祉にわたる総合的な援護対策を講じるとともに、国として、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
十三条（略） 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十三条第三項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の五第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十一条の九第九項及び母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第六項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十一年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十五号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項又は結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求め	第十三条（略） 2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十三条第三項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の五第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十一条の九第九項及び母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第六項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十一年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項又は結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を

られたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三條第四項、身体障害者福祉法第十九條の五第四項、戦傷病者特別援護法第十五條第四項（第二十條第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五條第四項若しくは第二十條第二項、児童福祉法第二十一條の三第四項（同法第二十一條の九第九項及び母子保健法第二十條第六項において準用する場合を含む。）又は結核予防法第三十八條第六項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九條の七若しくは第三十二條の二第三項、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九條第三項（同法第三十一條の二第十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項

求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三條第四項、身体障害者福祉法第十九條の五第四項、戦傷病者特別援護法第十五條第四項（第二十條第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二條第四項若しくは第十四條の四第二項、児童福祉法第二十一條の三第四項（同法第二十一條の九第九項及び母子保健法第二十條第六項において準用する場合を含む。）又は結核予防法第三十八條第六項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九條の七若しくは第三十二條の二第三項、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九條第三項（同法第三十一條の二第十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項

において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六條の二第十項（第四十六條の五の三において準用する場合を含む。）の規定により、これらの條に規定する審査、額の算定又は診療報酬、老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六條の二第十項（第四十六條の五の三において準用する場合を含む。）の規定により、これらの條に規定する審査、額の算定又は診療報酬、老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（届出等） 第九条 1・2（略） 3 市町村は、災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。第五項、第六十三条の二及び第七十二条の四において同じ。）を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が老人保健法の規定による医療又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）による一般疾病医療費の支給その他厚生省令で定める医療に関する給付（次項及び第六項において「老人保健法の規定による医療等」という。）を受けることができる世帯を除く。）に係る被保険者証の返還を求めることができる。この場合において、当該世帯主は市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。 4 9（略）	（届出等） 第九条 1・2（略） 3 市町村は、災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。第五項、第六十三条の二及び第七十二条の四において同じ。）を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が老人保健法の規定による医療又は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）による一般疾病医療費の支給その他厚生省令で定める医療に関する給付（次項及び第六項において「老人保健法の規定による医療等」という。）を受けることができる世帯を除く。）に係る被保険者証の返還を求めることができる。この場合において、当該世帯主は市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。 4 9（略）

○租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）
（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（社会保険診療報酬の所得計算の特例） 第二十六条（略） 2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療若しくは助産をいう。 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）、児童福祉法（昭和	（社会保険診療報酬の所得計算の特例） 第二十六条（略） 2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療若しくは助産をいう。 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）、児童福祉法（昭和

二十二年法律第六十四号)、又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第

号)の規定に基づく療養の給付(健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費(国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。)を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。))又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の給付、療育の給付又は医療の給付

二十二年法律第六十四号)、又は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四

十一号)の規定に基づく療養の給付(健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費(国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。)を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。))又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の給付、療育の給付又は医療の給付

二、四（略）
3・4（略）

二、四（略）
3・4（略）

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）
（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第六条関係） 一〜五（略） 六 次に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の大蔵大臣の定めるものにあつては、大蔵大臣の定める金額に相当する部分に限る。） イ・ロ（略） ハ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づく更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給に係る医療、精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医	別表第一（第六条関係） 一〜五（略） 六 次に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の大蔵大臣の定めるものにあつては、大蔵大臣の定める金額に相当する部分に限る。） イ・ロ（略） ハ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づく更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給に係る医療、精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療並びに原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医

療の支給に係る医療

二〇ト(略)

七〇十三(略)

療の支給に係る医療

二〇ト(略)

七〇十三(略)

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
（附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法人の事業税の課税標準の算定の方法） 第七十二条の十四 第七十二条の十二の各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。ただし、租税特別措置法第五十五条（同条第一項の表の第七号から第十号までの上欄に掲げる法人の当該各号の中欄に掲げる特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第五十八条及び第六十三条の二第五項の規定の例によらないものとし、医療法人又は医療施設（政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）が健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。防衛庁の職員の給与等に	（法人の事業税の課税標準の算定の方法） 第七十二条の十四 第七十二条の十二の各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。ただし、租税特別措置法第五十五条（同条第一項の表の第七号から第十号までの上欄に掲げる法人の当該各号の中欄に掲げる特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第五十八条及び第六十三条の二第五項の規定の例によらないものとし、医療法人又は医療施設（政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）が健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。防衛庁の職員の給与等に

関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下本項及び第七十二條の十七第一項ただし書において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）、児童福祉法若しくは原子爆弾被爆者に

号

対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四條の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下本項において同じ。）を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分（特別療養費に係る

関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下本項及び第七十二條の十七第一項ただし書において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）、児童福祉法若しくは原子爆弾被爆者の

号

医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四條の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下本項において同じ。）を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分（特別療養費に係る

当該部分にあつては、当該部分であることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。）、「更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の給付、療育の給付若しくは医療の給付又は生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療若しくは出産扶助のための助産若しくは精神保健法（昭和二十五年法律第二百二十三号）、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）若しくは麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の規定に基づく医療若しくは老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく医療（同法の規定によつて入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費若しくは特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分、同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る施設療養又は同法の規定によつて老人訪問看護療養費を支給

当該部分にあつては、当該部分であることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。）、「更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の給付、療育の給付若しくは医療の給付又は生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療若しくは出産扶助のための助産若しくは精神保健法（昭和二十五年法律第二百二十三号）、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）若しくは麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の規定に基づく医療若しくは老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく医療（同法の規定によつて入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費若しくは特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分、同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る施設療養又は同法の規定によつて老人訪問看護療養費を支給

することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。）につき支払を受けた金額は、益金の額に算入せず、また、当該給付又は助産若しくは医療に係る経費は、損金の額に算入しない。

236 (略)

(個人の事業税の課税標準の算定の方法)

第七十二条の十七 前条第一項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又は同条第二項の当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれ当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法第二十六条及び第二十七条(同法第六十五条の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。)に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によつて算定する。ただし、租税特別措置法第二十一条、第二十八条の四及び第二十八条の五の規定の例によら

することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。）につき支払を受けた金額は、益金の額に算入せず、また、当該給付又は助産若しくは医療に係る経費は、損金の額に算入しない。

236 (略)

(個人の事業税の課税標準の算定の方法)

第七十二条の十七 前条第一項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又は同条第二項の当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれ当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法第二十六条及び第二十七条(同法第六十五条の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。)に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によつて算定する。ただし、租税特別措置法第二十一条、第二十八条の四及び第二十八条の五の規定の例によら

ないものとし、第七十二条第七項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人が健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、戦傷病者特別援護法、身体障害者福祉法、母子保健法、児童福祉法若しくは原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく療養の給付、更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の給付、療育の給付若しくは医療の給付又は生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療若しくは出産扶助のための助産若しくは精神保健法、結核予防法若しくは麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく医療若しくは老人保健法の規定に基づく医療につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該給付又は助産若しくは医療に係る経費は、必要な経費に算入しない。

2
12 (略)

ないものとし、第七十二条第七項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人が健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、戦傷病者特別援護法、身体障害者福祉法、母子保健法、児童福祉法若しくは原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定に基づく療養の給付、更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の給付、療育の給付若しくは医療の給付又は生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療若しくは出産扶助のための助産若しくは精神保健法、結核予防法若しくは麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく医療若しくは老人保健法の規定に基づく医療につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該給付又は助産若しくは医療に係る経費は、必要な経費に算入しない。

2
12 (略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第三（第四百四十八条、第八百八十条の八、第八百八十条の九、第八百八十六条、第二百二条の二関係）
一 都道府県知事が管理し、及び執行しなければならぬ事務

(一) (十) (略)

十の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、健康診断及び必要な指導を行い、被爆者一般疾病医療機関を指定し、医療費及び一般疾病医療費を支給し、医療を行った者等に対して報告等を命じ、又は職員をして質問させ、並びに被爆者等に対して医療特別手当等を支給する等の事務を行うこと。

別表第三（第四百四十八条、第八百八十条の八、第八百八十条の九、第八百八十六条、第二百二条の二関係）
一 都道府県知事が管理し、及び執行しなければならぬ事務

(一) (十) (略)

十の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、健康診断及び必要な指導を行い、被爆者一般疾病医療機関を指定し、並びに医療費及び一般疾病医療費を支給し、医療を行った者等に対して報告等を命じ、又は職員をして質問させる等の事務を行うこと。

十の三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、被爆者等に対して医療特別手当等を支給すること。

(十一) 一百二十八 (略)

二五 (略)

○厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）
（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第五条 厚生省の所掌事務は、次のとおりとする。 一、十四（略） 十五 優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）、栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）、公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十三年法律第六十五号）、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）を施行すること。 十六、百十二（略） 第六条 厚生省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてされなければならない。 一、二（略） 三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の定	第五条 厚生省の所掌事務は、次のとおりとする。 一、十四（略） 十五 優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）、栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）、公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十三年法律第六十五号）、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）を施行すること。 十六、百十二（略） 第六条 厚生省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてされなければならない。 一、二（略） 三 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の定める

めるところにより、医療機関を指定し、並びに医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

ところにより、医療機関を指定し、並びに医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。